

第9回

熊本市・富合町合併協議会



と き 平成19年10月12日(金)

午後2時～

ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

目 次

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第15号	一部事務組合等の取扱いについて	7
協議第27号	消防防災の取扱いについて(その3)	13
協議第31号	各種福祉制度の取扱いについて(その4)	19
協議第32号	清掃事業の取扱いについて(その2)	23
協議第37号	都市計画の取扱いについて(その1)	27
協議第18号	補助金・交付金等の取扱いについて	31

(今回提案分)

協議第40号	教育関係事業の取扱いについて(一部再提案)	39
協議第16号	使用料・手数料の取扱いについて	51

(前回提案分)

協議第15号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 - (2) 宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。
- 2 富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (一部事務組合等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
15						
	1	一部事務組合	企画財政部会	第8回		
	2	広域連合	企画財政部会	第8回		
	3	事務の委託	企画財政部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	一部事務組合
調整方針	一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のおり取り扱うものとする 熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p>	<p>加入している一部事務組合（共同処理する主な事務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熊本市町村総合事務組合 <ol style="list-style-type: none"> ①職員の退職手当に関すること ②消防団の損害補償等に関すること ③水防団の損害補償等に関すること ④公務災害に関すること ⑤住民の交通災害見舞金に関すること ⑥自治会館の運営等に関すること 2. 熊本市町村職員共済組合 <ol style="list-style-type: none"> ①共済関係の事務に関すること 	<p>一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	広域連合
調整方針	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う</p>		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	<p>加入している広域連合（共同処理する主な事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合 ①広域連合の運営 ②ふさと市町村圏計画に関すること ③介護認定審査会に関すること ④介護給付費等の支給審査会(障害者)に関すること ⑤消防に関すること ⑥し尿処理に関すること ⑦ごみ処理に関すること ⑧火葬場の運営等に関すること 	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	事務の委託
調整方針	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。
市 町 別 内 容			

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 3）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- 2 非常備消防(消防団)の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。
- 3 消防団運営交付金については、合併時に熊本市の例により統合する。
- 4 消防水利施設の設置、維持及び管理については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（消防防災）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
27		消防防災の取扱い				
	1	災害備蓄	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	消防補助金等	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	3	防災無線	総務部会	第6回	第7回 ○承認	
	4	常備消防	総務部会	第8回		
	5	非常備消防(消防団)	総務部会	第8回		
	6	消防団運営交付金	総務部会	第8回		
	7	水利施設	総務部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	常備消防
調整方針	合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部 ②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署） ③消防出張所：14 出張所（清水出張所、池田出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、川尻出張所、田崎出張所、小島出張所、河内出張所、鮑田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、南熊本出張所）</p>	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①宇城広域消防本部（富合町に消防署所なし） 災害対応については、宇城消防署、城南分署での対応 ※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持及び管理の事務を除く。</p>	<p>合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	非常備消防(消防団)
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 名称：熊本市消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 11名 ・ 分 団 長 74名 ・ 副分団長 76名 ・ 部 長 148名 ・ 班 長 430名 ・ 団 員 2,524名 <p>計 3,264名 (条例定数 3,530名)</p> <p>(11方面隊 74ヶ分団 148部)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 74,000円 副 団 長 59,000円 分 団 長 39,000円 副分団長 33,000円 部 長 24,000円 班 長 23,000円 団 員 22,000円 <p>4. 費用弁償 訓練等に参加した場合2,400円 消防学校入校 1日×4,000円</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>1. 名称：富合町消防団 (実員)</p> <p>2. 消防団の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団 長 1名 ・ 副 団 長 2名 ・ 分 団 長 4名 ・ 副分団長 4名 ・ 班 長 20名 ・ 団 員 220名 <p>計 251名 (条例定数 251名)</p> <p>(4ヶ分団 20班)</p> <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 126,900円 副 団 長 75,100円 分 団 長 61,700円 副分団長 47,900円 班 長 33,900円 団 員 13,600円 <p>4. 費用弁償 会議出席時等に、1,000円支給</p> <p>5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給</p> <p>6. 消防功労金 16年以上勤務し退職した団員に、勤務年数に応じて支給</p>	<p>合併時に熊本市消防団に統合する。</p> <p>新市消防団の条例定数 3,530人 + 251人 = 3,781人</p> <p>合併後の富合町域の消防団組織 第12方面隊 熊本市消防団第75分団 (1小学校区1分団)</p> <p>団員報酬、費用弁償、退職報償金については、合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>富合町の消防功労金については、合併時に廃止する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	消防団運営交付金
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																										
	熊 本 市	富 合 町																											
市町別内容	<p>消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金 (熊本市消防団運営交付金交付要綱)</p> <p>1. 交付の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象</th> <th>交付金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 部</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>21人以上</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>31人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>41人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>41人以上</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>51人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51人以上</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>61人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61人以上</td> <td>90,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交付状況 ・ H17 決算 : 2,700 万円 ・ H18 決算 : 2,700 万円 ・ H19 予算 : 2,700 万円</p>	交付対象	交付金額(年額)	団本部	770,000 円	分 部	260,000 円	21人未満	40,000 円	21人以上	50,000 円	31人未満		31人以上	60,000 円	41人未満		41人以上	70,000 円	51人未満		51人以上	80,000 円	61人未満		61人以上	90,000 円	<p>消防団活動費補助金 消防団活動の円滑な運営に資するもの。</p> <p>1. 交付の対象 消防団本部へ年額 95 万円 分団へ年額 20 万円 (1 班 × 1 万円)</p> <p>2. 交付状況 ・ H17 決算 : 115 万円 ・ H18 決算 : 115 万円 ・ H19 予算 : 115 万円</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>
交付対象	交付金額(年額)																												
団本部	770,000 円																												
分 部	260,000 円																												
21人未満	40,000 円																												
21人以上	50,000 円																												
31人未満																													
31人以上	60,000 円																												
41人未満																													
41人以上	70,000 円																												
51人未満																													
51人以上	80,000 円																												
61人未満																													
61人以上	90,000 円																												

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：総務部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	消防水利施設の設置、維持及び管理
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調査	現 況		調整の具体的内容																								
	熊 本 市	富 合 町																									
市町別内容	<p>消防水利は、消防施設及び人員とともに消防活動上重要な施設であり、住宅密集状況・付近の水利整備状況等を考慮した整備をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 15,488 私設 93 ・ 防火水槽 公設 428 私設 545 <p>2. 開発同意事務 都市計画法第29条の開発許可申請に伴い消防水利の審査・同意を行うもので、使用水利の種類・能力・構造等を審査し同意審査を行っている。</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>83</td> <td>118</td> <td>103</td> <td>121</td> <td>116</td> </tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	83	118	103	121	116	<p>行政区の簡易水道に付設された消火栓の設置に対し、一部補助をしている。</p> <p>1. 整備状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓 公設 0 私設 245 ・ 防火水槽 公設 16 私設 32 <p>2. 開発同意事務</p> <p>3. 過去5カ年の同意状況</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>同意件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </table>	年度	14	15	16	17	18	同意件数	1	2	0	1	0	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p> <p>1. 消火栓の取扱い 今後の消火栓の整備については、熊本市水道局の上水道整備に合わせて実施する。 既設の消火栓の引継ぎについては、合併前に消火栓を富合町の所有にするものとし、合併後に新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2. 防火水槽の取扱い 合併時に熊本市の例により統合する。</p>
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	83	118	103	121	116																						
年度	14	15	16	17	18																						
同意件数	1	2	0	1	0																						

協議第 3 1 号

各種福祉制度の取扱いについて（その 4）

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（各種福祉制度）

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
31		各種福祉制度の取扱い				
	1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	8	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	9	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	保育料	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	13	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	富合町のみ
	14	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	15	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回	第7回 ○承認	
	16	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	16 緊急通報体制等整備事業
調整方針	富合町の緊急通報受信装置の共同リリース期間満了後、熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1. 対象者 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者</p> <p>2. 機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3. 協力員 対象者1人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4. システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、熊本市管内3カ所の緊急通報センターに接続（民間3社へ委託）</p> <p>5. 費用の負担 国の定める徴収基準額により費用を負担</p> <p>6. 機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>7. 機器設置台数 1,791台</p> <p>平成16年度決算 79,548千円 平成17年度決算 78,186千円 平成18年度予算 79,000千円</p>	<p>1. 対象者 概ね65歳以上の1人暮らしの高齢者</p> <p>2. 機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3. 協力員 対象者1人につき協力員2人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4. システム概要 宇城管内2市2町が共同リリース（平成21年5月まで）で宇城広域消防本部に緊急通報受信装置を設置 ・リリース料 70,680円/年 ・保守料 13,116円/年</p> <p>5. 費用の負担 国の定める徴収基準額により費用を負担</p> <p>6. 機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>7. 機器設置台数 26台</p> <p>平成16年度決算 654千円 平成17年度決算 331千円 平成18年度予算 429千円</p>	<p>富合町の緊急通報受信装置の共同リリース期間（平成21年5月まで）満了後、熊本市の例により統合する。</p>

協議第 3 2 号

清掃事業の取扱いについて（その 2）

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 10 月 2 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 清掃事業のうち下記の事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃
 - ・ ごみ収集事業

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（清掃事業）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
32		清掃事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回	第7回 ○承認	
	4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第8回		
	5	ごみ収集事業	環境保全部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	4 廃棄物の処理及び清掃
調整方針	熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回</p> <p>2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回</p> <p>3. 資源ごみ収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回</p> <p>4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集</p> <p>委託業務：収集運搬 13社 中間処理 4社</p> <p>収集運搬及び中間処理経費 平成16年度決算 465,720千円 平成17年度決算 558,951千円 平成18年度予算 562,535千円</p>	<p>1. 可燃・不燃ごみ収集運搬 委託業務（町内全地区） ・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月1回</p> <p>2. 資源ごみ収集運搬 委託業務（町内全域） ・資源ごみ 月1回</p> <p>委託業務：収集運搬 1社 中間処理 1社</p> <p>（収集運搬） 平成16年度決算 14,568千円 1,506千円 平成17年度決算 14,568千円 1,502千円 平成18年度予算 14,568千円 1,270千円</p>	<p>熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：環境保全部会

協議項目	3 2 清掃事業の取扱い	小項目名	5 ごみ収集事業
調整方針	熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 家庭ごみ用のごみ袋 ・透明ポリ袋（市販のもの）</p> <p>大型ごみ受付センター 家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制（500円及び900円の2種類のシールをコンビニ等で販売）で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。</p> <p>2. 資源ごみ分別（11品目） ・びん、缶 ・自転車 ・乾電池 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ） ・白色トレイ ダンボール その他紙</p> <p>ごみ収集関係経費 平成16年度決算 718,459千円 平成17年度決算 669,861千円 平成18年度予算 786,599千円</p>	<p>1. 有料指定ごみ袋等 ・袋等の種類 特大 35円/袋 大 20円/袋 小 15円/袋 粗大ゴミ用シール 100円/枚</p> <p>・販売方法 原則として囑託員が販売する。（地区で指定店を設けて販売する地区もある。）</p> <p>2. 資源ごみ分別（12品目） ・缶類（アルミ、スチール） ・びん類（透明、茶、その他、生き） ・ペットボトル ・白色のトレイ、発泡スチロール ・紙類（新聞紙、雑誌・紙箱、段ボール） ・布類</p> <p>ごみ収集関係経費 平成16年度決算 14,568千円 平成17年度決算 14,568千円 平成18年度予算 14,568千円</p>	<p>熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。</p>

都市計画の取扱いについて（その 1）

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 3 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(修正後)

都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。

合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧（都市計画）

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
37		都市計画の取扱い				
	1	都市計画区域	建設部会	第5回	第8回 継続	
	2	都市計画区域区分	建設部会	第5回	第8回 継続	
	3	車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回	第7回 承認	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ (修正後) 現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域	現行のまま新市に引き継ぐ。 (修正後) 現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機関と協議するものとする。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 7 都市計画の取扱い	小項目名	2 都市計画区域区分
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	1. 都市計画区域（区域区分有り） 市街化区域 10,095 ha 市街化調整区域 13,043 ha 計 23,138 ha	1. 都市計画区域（区域区分無し） 富合町全域 1,959 ha	現行のまま新市に引き継ぐ。
	2. 用途地域 10,095 ha	2. 用途地域 111.3 ha	

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月30日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (補助金・交付金等)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
18		補助金・交付金等の取扱い				
	1	補助金・交付金等	全部会	第6回	第7回 継続	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
調整方針	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項目別調整内容」に掲載	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

補助金・交付金

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
27 -	2	承認	消防防災施設等補助金	消防防災施設等補助金	合併時に統合
27 -	6	提案中	消防団運営交付金	消防団活動費補助金	合併時に統合
28 -	2	承認	—	交通安全協会支部連合会補助金	合併時に廃止
31 -	14	承認	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統合
32 -	2	承認	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統合
32 -	3	承認	再生資源集団回収助成金	資源ごみ回収活動助成金	合併時に統合
32 -	3	承認	生ごみ堆肥化容器購入費助成金	—	継続
32 -	3	承認	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	—	継続
33 -	1	承認	太陽熱温水器設置費補助	—	継続
33 -	3	承認	家庭の森づくり補助金	—	継続
33 -	3	承認	事業所の森づくり補助金	—	継続
33 -	3	承認	緑の街並みづくり補助金	—	継続
33 -	4	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	—	継続
33 -	5	承認	雨水貯留施設補助金	—	継続
34 -	2	承認	農とぴあ事業補助金	—	継続
34 -	7	承認	農用地有効利用促進助成	—	継続
34 -	8	承認	植木市振興事業補助金	—	継続
34 -	8	承認	農産物フェア開催補助金	—	継続
34 -	9	承認	生産体制強化施設整備事業補助金	—	継続
34 -	10	承認	流通施設整備事業補助金	—	継続
34 -	11	承認	畜産施設整備事業補助金	—	継続
34 -	12	承認	野菜価格安定対策事業補助金	—	継続
34 -	15	承認	—	農業構造改善事業補助金	継続(H21° まで)
34 -	16	承認	—	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	合併時に廃止
34 -	17	承認	—	農産物新品種導入補助金	3年後に廃止
34 -	18	承認	—	酪農ヘルパー補助金	3年後に廃止
34 -	27	承認	一般土地改良事業補助金	産業振興共同事業補助金	合併時に統合
34 -	27	承認	—	土地改良事業運営費補助	継続(H25° まで) その後は調整による
34 -	30	承認	—	水田農業費補助金	継続(H21° まで) その後は調整による
34 -	31	承認	—	農業用廃プラ類処理対策負担金	5年間継続(その間調整)
34 -	33	承認	認定農業者補助金	認定農業者連絡会補助金	5年間継続、その後統合
35 -	1	承認	大学連携型企業化支援	—	継続
35 -	2	承認	企業化支援及び新製品・新技術研究開発助成	—	継続
35 -	3	承認	障害者・母子家庭の母雇用奨励金	—	継続
35 -	5	承認	商店街共同施設電気料助成	—	継続
35 -	5	承認	商店街ふれあい空間開設事業	—	継続
35 -	6	承認	製造業見本市出展支援事業補助金	—	継続
35 -	7	承認	中小企業派遣研修助成	—	継続
35 -	8	承認	火の国まつり振興会補助金	—	継続
35 -	11	承認	企業立地促進条例に基づく助成	—	継続

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
35	12	承認	商工会補助金	富合町商工会補助金	継続
35	13	承認	中小企業振興助成条例に基づく補助	—	継続
35	17	承認	—	ふるさと祭事業補助金	特例区の間、現状維持
36	2	承認	—	富合町里道改良共同事業補助金	合併時に廃止
39	3	承認	—	富合町環境衛生施設整備補助金	合併時に廃止
40	1	承認	就学支援(修学旅行特別支援)補助金	—	継続
40	3	承認	青少年活動支援補助金	—	継続
40	8	承認	各種大会(開催)補助金	—	継続
40	11	承認	地域公民館補助金	富合町地域公民館補助金	合併時に統合
40	14	承認	青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成町民会議補助金	合併時に統合
40	14	承認	校区青少年健全育成協議会運営費補助金	—	継続
40	15	承認	中学生地域交流推進事業助成金	—	継続
40	25	承認	熊本市体育協会補助金	富合町体育協会補助金	特例区の間、現状維持 その後統合
40	26	承認	—	富合町文化協会補助金	特例区の間、現状維持
40	30	承認	熊本市PTA連合会補助金	富合町PTA連合協議会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市子ども会育成協議会補助金	富合町子ども会連絡協議会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市地域婦人会連絡協議会補助金	富合町婦人会補助金	5年間継続 団体毎の調整で一本化
40	30	承認	熊本市地域公民館連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市青年団体連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市青年団協議会補助金	—	継続
40	30	承認	熊本市幼稚園後援会連絡協議会補助金	—	継続
40	30	承認	—	家庭教育学級補助金	5年間継続
42	1	承認	熊本市防犯協会補助金	宇城地区防犯協会協会連合会負担金	合併時に廃止。警察署管 轄区域で要検討
42	2	承認	防犯灯補助金	—	継続
42	3	承認	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に適用
42	3	承認	校区自治協議会運営補助金	—	自治会移行後に適用
42	5	承認	—	マイク放送施設補助金	町内自治会移行時まで継 続。その後は新市で検討

(今回提案分)

協議第40号

教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月12日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）

- 1 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。
 - ・ 各種大会等

- 2-1 下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 各種体育施設
 - ~~・ 公民館の運営状況~~
 - ~~・ 公民館使用料~~

- 2-2 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する。
 - ・ 公民館の運営

- 2-3 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料については、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 公民館使用料

- 3 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - ・ 公民館学級
 - ・ 成人式

~~4 下記の事業は合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。~~

- ~~・ 図書館の施設管理運営~~

4 下記の事業は、熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- ・ 図書館の施設管理運営

~~5 下記の事業は、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。~~

- ~~・ 図書の管理等~~

5 下記の事業は、合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合するが、一部（複写サービスは廃止）を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- ・ 図書の管理等

6 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。

- ・ 図書館のサービス

7 下記の事業は、合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

- ・ 体育協会

8 下記の事業は、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。

- ・ 文化協会

9 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める。

- ・ 運動施設予約・案内システム

10 下記の事業は、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。

- ・ 学校施設一般開放管理業務

- 11 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。
- ・ P T A 連 合 会 他 公 共 団 体
- 12 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。
- ・ P T A 連 合 会 他 公 共 団 体 へ の 補 助 金
- 13 下記の事業は、新市の事業として継続する。
- ・ 少人数学級

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (教育関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
40		教育関係事業の取扱い				
	1	就学支援 (学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際・国内交流事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回 ○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回 ○承認	
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回	第5回 ○承認	
	16	各種大会等	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	17	各種体育施設	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	18	公民館の運営状況	教育部会	第9回		再提案
	19	公民館使用料	教育部会	第9回		再提案
	20	公民館学級	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	21	成人式	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	22	図書館の施設管理運営	教育部会	第9回		再提案
	23	図書館の管理等	教育部会	第9回		再提案
	24	図書館のサービス	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	25	体育協会	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	26	文化協会	教育部会	第5回	第6回 ○承認	富合町のみ
	27	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	28	学校施設一般開放管理事業	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	29	PTA連合会他公共団体	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	30	PTA連合会他公共団体への補助金	教育部会	第5回	第6回 ○承認	
	31	少人数学級	教育部会	第5回	第6回 ○承認	熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営 ①
調整方針	合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置する		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>公民館管理運営</p> <p>1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 図書室 午前9時30分～午後5時 児童館(室) 午前9時～午後5時</p> <p>2 休館日 ア 月曜日 イ 12月29日～翌年1月3日 (平成18年度より変更) なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。 祝日は、平成15年9月から開館している。</p> <p>3 夜間管理等 平日(祝日含む)の午後5時以降及び土・日曜の午後3時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。 (管理業務嘱託員経費・報酬) H16年度決算 27,648千円 H17年度決算 27,632千円 H18年度予算 24,576千円 (月額64,000円×32人×12ヵ月)</p>	<p>アスパル富合管理運営</p> <p>1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 図書館(平日) 午前10時～午後7時 図書館(土日) 午前10時～午後5時</p> <p>2 休館日 ア 月曜日と祭日 イ 12月28日～翌年1月3日 なお、図書館は毎月第4木曜日に室内整理日がある</p> <p>3 夜間管理等 午後5時以降は管理人が管理している (管理人経費・報酬) H16年度決算 1,200千円 H17年度決算 1,200千円 H18年度予算 1,200千円 (月額50,000円×2人×12ヵ月)</p>	<p>合併時に熊本市の休館日と統一する。</p> <p>職員数、組織及び勤務体制は今後、調整。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営 ②
調整方針			

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町名	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>可動席 200席程度</p> <p>ピアノは部屋使用料に含まれている。</p>	<p>4 公民館ホール管理運営</p> <p>町唯一の公民館ホールとして文化ホールの運営を行っている。 固定席数 406席</p> <p>ホール業務は委託業者が行っている。</p> <p>ピアノ使用料を部屋使用料と別に徴収している。民間企業との提携でピアノを借用し、音楽関係の催事を中心に共催で事業を実施している。</p> <p>(民間企業との共催で文化事業を実施) ピアノコンサート 年6回 アンサンブルコンサート 年2回</p> <p>管理運営費 平成16年度決算 7,000千円 平成17年度決算 6,000千円 平成18年度予算 5,000千円</p>	<p>合併時に文化ホールとして条例制定を行う。</p> <p>借用のピアノについては、合併時に買取とする。</p>
市 町 別 内 容			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	19 公民館使用料
調整方針	合併時に熊本市富合公民館及びホールの使用料については、5年間に限り現行のとおりに継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	<p>1 公民館使用料</p> <p>① 大会議室 1,300円 ② 1,500円 ③ 1,500円 ① 中会議室 900円 ② 1,000円 ③ 1,000円 ① 小会議室 400円 ② 500円 ③ 500円 ① 料理実習室 1,500円 ② 1,700円 ③ 1,700円 ① ホール 2,000円 ② 2,500円 ③ 2,500円 ※①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③18:00~22:00</p> <p>2 冷暖房使用料</p> <p>① 大会議室 200円 ② 200円 ③ 200円 ① 中会議室 150円 ② 150円 ③ 150円 ① 小会議室 100円 ② 100円 ③ 100円 ① 料理実習室 150円 ② 150円 ③ 150円 ① ホール 700円 ② 700円 ③ 700円</p> <p>歳入 平成16年度決算 38,544千円 平成17年度決算 39,294千円 平成18年度予算 37,170千円</p>	<p>富合町公民館</p> <p>ホール 平日 午前4,500円 午後6,000円 夜間8,000円 土日 午前6,000円 午後8,000円 夜間10,000円 冷暖房 1時間3,000円 附帯設備 使用に応じて</p> <p>各部屋研修室2 1時間200円 その他の部屋 1時間300円 和室(雁回館内) 1時間300円 料理実習室(雁回館内) 1時間500円</p> <p>※ホール以外の施設の冷暖房費は使用料に含む。</p> <p>歳入 平成16年度決算 1,865千円 平成17年度決算 2,765千円 平成18年度予算 2,064千円</p>	<p>ホールを公民館が使用する場合は、熊本市公民館ホール使用料に合わせて減免する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ①
調整方針	熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間等については5年間に限り現行のとおり継続する その後は熊本市の例により統合する		

調査	現況			調整の具体的内容
	熊本市	富合町	富合町	
市町別内容	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 熊本市立図書館 ○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 昭和57年11月 ○延面積 4090㎡（地上2階地下1階） ○駐車場 120台（共用部分を含む） ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコーナー 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・雑誌コーナー 集会室 ホール 事務室 閉架書庫等 <p>○蔵書冊数（移動図書館を含む） 開架 22万8千冊 閉架 24万6千冊 合計 47万4千冊</p> <p>○収集冊数（移動図書館を含む） H16年度 2万7千冊 H17年度 2万8千冊</p>	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 熊本市東部公民館図書室 ○設置根拠 熊本市公民館条例、同施行規則 ○開館年月 昭和52年7月 ○延面積 164.7㎡ ○駐車場 100台（共用部分を含む） ○施設内容 事務室、児童書コーナー、雑誌コーナー等 <p>○蔵書冊数 開架 3万2千冊 （閉架冊を含む）</p> <p>○収集冊数 H17年度 2610冊</p>	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 とみあい図書館 ○設置根拠 富合町立図書館条例 ○開館年月 平成15年7月 ○図書館施設面積 625㎡ ○事務室（公民館と共用） 137㎡ ○駐車場 164台（共用部分を含む） ○施設内容 事務室、閉架書庫室、おはなしコーナー、児童書コーナー、一般書、雑誌コーナー等 <p>○蔵書冊数 開架 3万5千冊 閉架 2千冊 計 3万7千冊</p> <p>○蔵書計画（収集冊数） H14 15,000冊 H15 10,000冊 H16 4,000冊 H17 4,000冊 ※18年以降も4,000冊を予定</p>	「熊本市富合公民館図書室」とする。

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ②
調整方針			

調査	現況			調整の具体的内容
	熊本市	富合町		
市町別内容	<p>○職員数（市立図書館） 館長1 副館長1 教育審議員2 主幹2 主査4 参事5 主任3 事務職員11 小計29名（うち司書13名）嘱託14 名（うち司書10名）合計43名</p> <p>○勤務体制 ・平日 職員 8：30～19：15 の中で交代・ 時差勤務をしている。 嘱託 8：30～19：00 の中で交代勤 務（6時間等）をしている。 ・土・日・休日 職員 8：30～17：15 嘱託 8：30～17：00 の中で交代勤 務（6時間等）をしている。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日（10月～5月） 開館 9：30 閉館 18：00 ・平日（6月～9月） 開館 9：30 閉館 19：00 ・土・日・休日 開館 9：30 閉館 17：00 ・休館日 月曜日 12月29日～翌年1月4日まで 特別整理日（毎年14日以内）</p>	<p>○職員数（東部公民館図書室） 事務職員 1名 嘱託職員 2名 合計 3名</p> <p>○勤務体制 職員 8：30～17：15 の勤務時間内で 対応。 嘱託 9：00～17：00 の中で交代勤務 （6時間等）で対応</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 開館 9：30 閉館 17：00 ・土・日・休日 開館 9：30 閉館 17：00 ・休館日 月曜日 12月29日～翌年1月3日まで 室内整理日 毎月第2木曜日 特別整理日（毎年7日以内）</p>	<p>○職員数（とみあい図書館） 図書館長 教育長兼務 1名 町職員 2名（1日8時間勤務） 司書</p> <p>○勤務体制 ・平日 A 8：30～17：15 B 10：30～19：15 ※平日勤務のBと土・日勤務があるため社会 教育係の4名をローテーションでカウん ター業務に時間帯を設定し勤務している。</p> <p>○開館・閉館・休館 ・平日 開館 10：00 閉館 19：00 ・土・日 開館 10：00 閉館 17：00 ・休館日 毎週 月曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで 第4木曜日（図書整理）</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>職員数、組織及び勤務体制は 今後、教育委員会にて調整。 利用時間及び休館日につい ては、原則、熊本市の制度に 統一するが、閉館時間につい ては、5年間に限り現行のと おり継続する。</p>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名: 教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ①
調整方針	合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合するが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合する		

調査 市町名	現 況		調整の具体的内容	
	熊 本 市	富 合 町		
市町別内容	<p>【熊本市立図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選書 <ul style="list-style-type: none"> ・毎週、選書委員会を開きTRCの週間新刊全点案内をもとに選書 ・市立図書館は中心館として、一般的な資料の他、参考資料、行政資料、郷土資料、外国語資料、視聴覚資料など図書館資料の収集に努めている。 ・リクエストにはなるべく応えるようにしている。 ○図書整理 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般 ・児童に区分して受け入れている。 ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なのは購入する。 	<p>【公民館図書室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選書 <ul style="list-style-type: none"> ・TRCの週刊新刊全点案内をもとに選書 ・小説、実用書等を中心に選書・収集 ・リクエストにはなるべく応えるようにしている。 ○図書整理 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、雑誌は、一般・児童に区分して受け入れている。 ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なのは購入する。 	<p>【とみあい図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選書 <ul style="list-style-type: none"> ・TRCの週刊新刊案内をもとに選書。 ・基本図書については蔵書状況により補充。 ・児童書については良書を所蔵する。 ・利用者からのリクエストにはなるべく応えるよう努力している。 ○図書整理 <ul style="list-style-type: none"> ・図書、雑誌、視聴覚資料は、一般 ・児童に区分して受け入れている。 ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なのは購入する。 	<p>熊本市富合公民館図書室として一部を除き、5年間に限り現行のとおり継続する。</p>

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ②
調整方針			

調査	現 況			調整の具体的内容																								
	熊本市	富合町	富合町																									
市町別内容	<p>○図書館電算システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの賃借 富士通(株)プライムパワー400 電子計算組織とそれに付属する端末機器 ・契約金額及び期間 契約先 (株)富士通ビジネスシステム 熊本支店 契約金額 138,600千円 期間 H14.6月～H19.5月まで <p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 ・蔵書点検は、毎年1回、開架・閉架の全資料を対象に実施 実施時期 原則2月 実施期間 14日以内 ・開架・閉架とも配架スペースに余裕がなく、今後、更には蔵書数を増やすには基準に基づき除籍の徹底と書架・書庫のスペース増を図る必要がある。 <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費・移動図書館を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>・図書購入費</td> <td>46,000千円</td> </tr> <tr> <td>・雑誌・新聞等</td> <td>8,553千円</td> </tr> <tr> <td>・視聴覚資料</td> <td>2,947千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>57,500千円</td> </tr> </table>	・図書購入費	46,000千円	・雑誌・新聞等	8,553千円	・視聴覚資料	2,947千円	合 計	57,500千円	<p>○図書館電算システム</p> <p>同左</p> <p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 ・蔵書点検は、毎年1回、開架の全資料を対象に実施 実施期間 7日以内 ・いずれの図書室も書架はほぼ満杯状態である。 <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費)</p> <table border="1"> <tr> <td>・図書購入費</td> <td>37,000千円</td> </tr> <tr> <td>・雑誌・新聞等</td> <td>5,475千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42,475千円</td> </tr> </table>	・図書購入費	37,000千円	・雑誌・新聞等	5,475千円	合 計	42,475千円	<p>○図書館電算システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度ハイパーネット基盤整備事業により導入 ・契約金額及び期間 契約先 日本事務機(株) 期間 H18.4月～H19.3月まで <p>○図書管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し蔵書数を出す。 ・蔵書点検は年1回年度末に期間を定め利用者の便宜を図るためなるべく短期間で終了するよう事前の体制作りなど徹底して研修する。 ・開架・閉架ともまだ余裕があるので年間計画をもとに蔵書数を増やしていき、常時5万冊程度を管理していきたい。 <p>○平成18年度資料購入計画 (資料費)</p> <table border="1"> <tr> <td>・図書購入費</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>・雑誌・新聞</td> <td>587千円</td> </tr> <tr> <td>・視聴覚資料</td> <td>600千円</td> </tr> <tr> <td>・その他、資料</td> <td>557千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,744千円</td> </tr> </table>	・図書購入費	4,000千円	・雑誌・新聞	587千円	・視聴覚資料	600千円	・その他、資料	557千円	合 計	5,744千円	<p>合併時に熊本市の図書館電算システムを導入し統合する。</p>
・図書購入費	46,000千円																											
・雑誌・新聞等	8,553千円																											
・視聴覚資料	2,947千円																											
合 計	57,500千円																											
・図書購入費	37,000千円																											
・雑誌・新聞等	5,475千円																											
合 計	42,475千円																											
・図書購入費	4,000千円																											
・雑誌・新聞	587千円																											
・視聴覚資料	600千円																											
・その他、資料	557千円																											
合 計	5,744千円																											

次頁へ続く

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:教育部会

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	23 図書の管理等 ③
調整方針			

調査 市町名	現 況			調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	富 合 町	
市町別内容	<p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人貸出 6冊2週間 ・団体貸出 地域団体、社会教育団体等 300冊2ヶ月 ・郵送貸出、移動図書館巡回貸出 ・AV資料の貸出 なし ・雑誌の貸出 なし <p>○複写サービス 1枚 10円</p>	<p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人貸出 6冊2週間 ・団体貸出 なし ・郵送貸出、移動図書館巡回貸出 ・AV資料の貸出 なし ・雑誌の貸出 なし 一部、旧刊の貸出 あり <p>○複写サービス なし</p>	<p>○資料貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般貸出 5冊2週間 ・団体貸出 小中学校・老人ホーム憩いの家等 100冊1ヶ月 ・移動図書 なし ・AV資料の貸出 あり ・雑誌の貸出 あり <p>○複写サービス 1枚 20円</p>	<p>図書の個人、団体貸出の冊数、期間等については、熊本市に統合する。</p> <p>AV資料・雑誌の貸出については AV資料・雑誌の貸出は、合併から5年間は現行のままとし、富合町地域の住民のみの貸し出しとする</p> <p>複写サービスについては、「公民館図書室」となるため廃止する。</p>

協議第16号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (使用料・手数料)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認／継続	備考
16		使用料・手数料の取扱い				
	1	使用料・手数料	全部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：全部会

協議項目	16 使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料・手数料
調整方針	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするとするなど経過措置を設けるものとする		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市 町 別 内 容	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>これまでの「項目別調整内容」に掲載</p>	<p>住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平の原則により、両市町で同一または同種の制度については原則として、合併時に熊本市の例により統合する。 ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするとするなど経過措置を設けるものとする。</p>

使用料

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
34	1	承認	熊本市農業構造改善施設等使用料	—	継続
36	5	承認	熊本市営住宅使用料	富合町営住宅使用料	合併時に統合するが、建替えまでは現行水準
38	2	承認	熊本市下水道使用料	富合町下水道使用料	合併時に統合
40	17	承認	各種体育施設	各種体育施設	合併時に統合
40	19	再提案	公民館使用料	公民館使用料	合併時に統合
40	23	再提案	図書館・複写サービス	図書館・複写サービス	合併時に統合
40	28	承認	学校施設一般開放	学校施設一般開放	合併時に統合

手数料

協議番号	枝番	状況	熊本市	富合町	備考
31	2	承認	住宅改造居宅介護支援員派遣手数料	—	継続
32	1	承認	熊本市浄化槽保守点検業登録手数料	※熊本県浄化槽保守点検業登録手数料	合併時に統合
32	5	提案中	大型ごみ処理手数料	—	宇城広域連合に加入している間は現行を継続
32	5	提案中	—	一般廃棄物の処理手数料	宇城広域連合に加入している間は現行を継続
34	25	承認	農地に関する証明手数料	農地に関する証明手数料	合併時に統合